

市町村災害廃棄物処理マニュアル 策定モデル

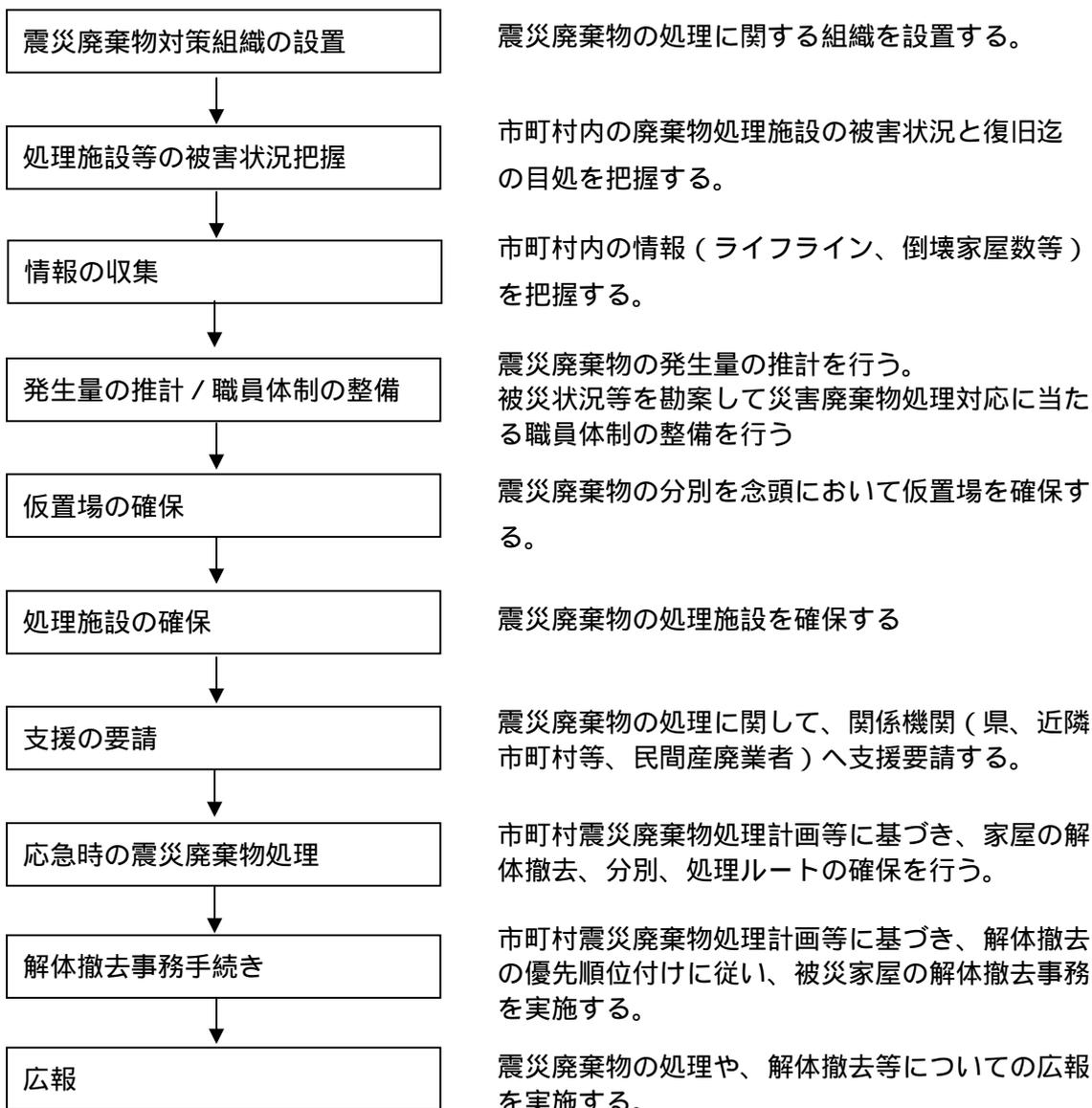
平成 年 月

市 部 課

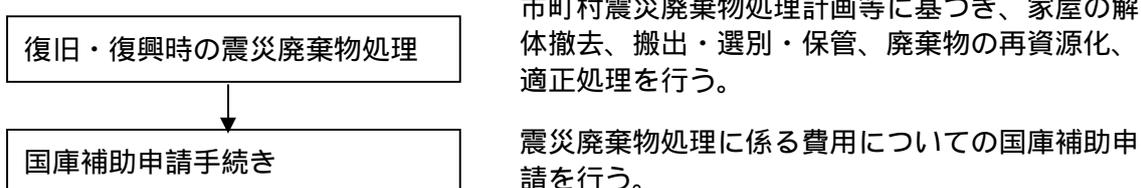
・震災時における廃棄物処理対応の流れ

震災時における廃棄物処理対応フロー

(1) 応急時



(2) 復旧・復興時



・災害発生時の対応

1. 発生直後（発生から24時間）

1) 震災廃棄物対策組織の設置【ガイドライン P16】

・廃棄物処理部署の職員の安否確認を実施し、参集可能な職員での応急対応組織を設置する。

・予め定めておいた組織が構築できない場合、代理を指名する。

2) 情報収集【ガイドライン P18】

(1) 処理施設の被害状況の情報収集

災害発生後、各施設の被害状況を速やかに調査し、設備等の破損の有無、復旧見込みについて情報収集を行う。

被災状況調査対象施設一覧表

施設名称	処理対象物	備考
クリーンセンター	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	地域
清掃工場	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	地域
リサイクルセンター	粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル	
最終処分場	不燃ごみ、選別残さ、焼却残渣	
衛生センター	し尿、浄化槽汚泥	

(2) 道路交通状況の情報収集

災害対策本部との連携を図り、収集・運搬における障害物等の情報収集を行う。

道路交通状況調査結果一覧表

住所	路線番号	被害状況	備考
町 番	県道 バス停付近	路面陥没 通行止め	
町 番	市道 橋	橋脚損傷 通行止め	

(3) 関係部署からの情報収集

被災状況及び避難所設置等の情報収集を行い、予め定めておいた仮置場候補地の中から使用可能な場所の把握を行う。

(4) 収集業者からの情報収集

委託業者の被災状況（人的被害及び収集車両被害）の情報収集を行う。

2. 応急対応（24時間から72時間）

1) 災害廃棄物の発生量の推計

(1) 現地調査の実施

被災地域の家屋等の被害状況を調査し、廃棄物として処理すべき量の予測を行う。

がれき【県策定指針 P11】

がれきの発生量は、県計画指針に示されている式により推計する。

がれきの発生量と仮置場の必要面積

区 分	発 生 量	仮置場必要面積
可燃物系	千 t	m ²
不燃物系	千 t	m ²
合 計	千 t	m ²

津波堆積物【ガイドライン P24】

津波による甚大な被害が生じた場合には、浸水区域広範にわたって膨大な津波堆積物の処理が必要となる。

生活ごみ【県策定指針 P20】

平常時と同量とするが災害の規模によっては物流網やライフラインの途絶により、使い捨て容器やインスタント食品の利用増等による一時的な増加が見込まれる。

粗大ごみ【県策定指針 P21】

一時的に増加する。

し尿【県策定指針 P26】

し尿収集必要量の推計は、県策定指針に示されている式により推計する。

仮設トイレ必要人数・必要設置数

地震発生直後		地震発生長期間後	
必要人数	必要設置数	必要人数	必要設置数
人	基	人	基

し尿収集必要量

地震発生直後	地震発生長期間経過後	通常値（参考）
kl/日	kl/日	kl/日

(2) 地区別災害廃棄物量の推定【ガイドライン P20】

現地調査及び関係部署からの情報収集により、処理すべき災害廃棄物を推計し、災害

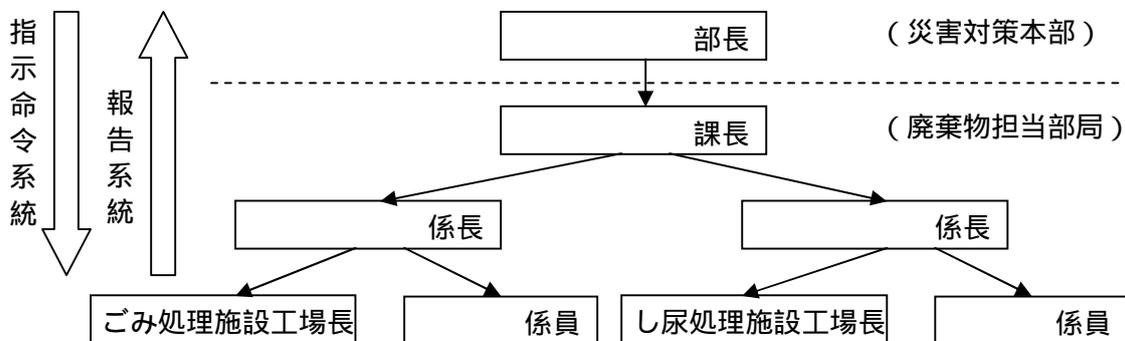
廃棄物処理実施計画を策定する。

実施計画に記載する主な事項は下記のとおりである。

- ・被害状況の集計及び廃棄物発生量の推計
- ・生活ごみ処理計画
- ・粗大ごみ処理計画
- ・し尿処理計画
- ・処理実施期間

(3) 職員体制の整備【ガイドライン P16】

災害対策本部での業務や他の応援業務及び職員やその家族の被災状況を勘案して、災害廃棄物処理対応に当たる職員体制の整備を行う。



3. 恒久対応（72時間以降）

1) 廃棄物の処理実施

(1) 関係機関との調整

本市町村のみで対応が困難である場合には、県及び県内市町村または関係団体などへの支援を要請する。

(2) 委託業者との調整

作業員や車輛の確保を依頼し、収集及び処理実施に向けた調整を行う。

実施に当たっては、資材、燃料等の確保が可能か確認する。

(3) 仮置場の設置【ガイドライン P28】

仮置場については、災害廃棄物の円滑な処理を行う上で早急な設置が必要となる。

ア) 仮置場の確保

- ・平常時から準備しておいた仮置場リストから、現地調査の結果から被災地域に極力近い場所で、避難所等に利用されていない場所を選定し、設置に向けた準備を行う。
- ・仮置場の原状復帰を考慮すると、アスファルト舗装やコンクリート敷きの土地が理想であるが、必ずしも確保できるとは限らないため、設置にあたり敷鉄板を敷設するなどの措置を講じる。

【仮置場選定の優先順位】

グラウンド及び駐車場

以外の公有地（市町村及び土地開発公社管理地）

国、県や個人所有で面積が確保できる土地

仮置場候補地一覧表

仮置場候補地	想定面積 (m ²)	所在地	管理者	中小規模 仮置場	大規模 仮置場	避難場 所指定	備考
最終処分場	100,000	町	施設課				
運動公園	20,000	町	公園緑地課			有	W
公園	8,000	町	公園緑地課				

注) 中小規模仮置場：一時的な仮置をし、必要に応じて分別作業が可能な場所

大規模仮置場：長期にわたる仮置（最長3年程度）、仮設処理施設による再資源化処理等が可能な場所

備考欄の記述 W：耐震性貯水槽設置場所

井：非常用井戸設置場所

H：臨時ヘリポート設置場所

イ) 機材等の確保

- ・仮置場において必要な重機等の機材を手配する。
- ・フェンスの設置、必要に応じて鉄板の敷設を行う。
- ・管理事務所の設置に伴い、電気・電話・水道の設置を行う。

ウ) 搬入許可証の発行

- ・搬入時の混雑等周辺環境への影響を減らすために、り災証明書を基に搬入許可証を発行する。
- ・搬入許可証の発行は、市 課、支所 係が行う。
- ・搬入を希望する者は許可証の発行を申請し、搬入時には許可証を携帯し、受付にて提示する。
- ・市の委託に基づく搬入に対しても、円滑な受入を実施するために搬入許可証を発行し、搬入時には携帯し、受付にて提示する。

(4) 災害廃棄物の分別・処理【県策定指針 P14、ガイドライン P27、P33】

解体現場等の災害廃棄物の発生現場での事前分別の実施は、仮置場や中間処理施設でのその後の選別作業及びリサイクルにおける効率向上に大きく貢献する。

資源化施設の状況や応急復旧の進行状況を勘案して、早期に分別品目を定め、周知徹底を図るものとする。

解体現場等の発生段階においては、仮置場の状況等を勘案して、原則として下記以上の区分で分別するものとする。

木質系（柱、板等）

金属（鉄筋、鉄骨、サッシ等）

コンクリート（30cm 程度以下）

可燃物（紙等）

その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等）

混合廃棄物（上記 ～ を最大限分別した後の混合廃棄物）

(5) 仮置場の運用管理【ガイドライン P28】

ア) 搬入場所の指定

- ・受入区域ごとに搬入場所を指定する。

イ) 搬入時の遵守事項

- ・指定した場所へ搬入する。
- ・指定した搬入経路、搬入計画に従う。
- ・搬入許可証の持参・提示を行う。
- ・運搬時に落下、飛散防止措置を行う。
- ・受付ゲート前でシート等を自ら取り除き、積荷の確認を受ける。
- ・過積載は行わない。
- ・各種法令を順守する。
- ・指定した災害廃棄物以外は搬入しない。
- ・受入検査、計量を受ける。
- ・現場誘導員の指示のもと、搬入者自ら積荷を降ろす。
- ・搬入場所周辺の道路上での待機、駐車は行わない。

ウ) 維持管理

- ・仮置場入口には受付を設け、搬入車両の確認、積載物のチェックを行う。また、日報を作成し、搬入台数、種類毎の搬入量、処理量、搬出量等を記録する。
- ・警備員を配置し、持ち込み車輛の誘導を行うとともに夜間等の受付時間外における監視を行う。
- ・飛散防止ネット、防音シート等を設置し、周辺環境に配慮する。
- ・粉じん防止と自然発火防止対策のため、散水をおこなうとともに、必要に応じて消臭剤や殺虫剤の散布を行う。

- ・素掘り側溝や嵩上げ等、降雨時の排水対策を行う。
 - ・騒音や交通渋滞を考慮し、搬入車輛に搬入ルートを示し、搬入時間や仮置場での作業時間を周辺の状況に合わせて調整する。
- (6) 臨時ごみステーションの設置準備
- 避難所や仮設住宅の設置状況に応じて、臨時のごみステーション設置が必要な場合、看板の設置など、臨時ごみステーションの設置準備を行う。
- (7) 収集に関する広報の実施
- 災害時にはメディアや広報誌による情報発信が難しい場合もあるため、広報車による広報や自治会への個別通知、個別訪問等を実施して周知する。
- ア) ごみ排出方法に関する周知
- 一時的に分別方法を変更する場合や、ステーション位置の変更等について周知する。
- イ) 直接持ち込みに関する周知
- ・被災に伴う家財の損壊等で、大量の為に収集ステーションに出せないもの及び粗大ごみについては、設置する仮置場への直接持ち込みとし、搬入許可証の申請方法、受入時間及び場所等について事前に広報して周知する。
 - ・災害廃棄物を対象とするため、持ち込みに関しては許可証の持参を基本とし、便乗持ち込みを防止する。
- ウ) 排出方法等
- ・災害廃棄物は混合物が多いことが想定されるが、処理効率の向上、資源化の実施を行うために排出段階での分別の徹底を行う。
 - ・ごみステーションへは可燃物と資源物を分別して排出することをルールとし、直接搬入についても可能な限り分別してから持ち込むこととする。
 - ・災害時という非常時であるが、再使用やリサイクル可能なものは極力災害廃棄物として排出しないよう、排出抑制についても周知する。
- (8) 仮置場からの搬出
- 仮置場へ集積された災害廃棄物は、選別や処理を目的とした二次仮置場や各処理施設へ搬送する。
- 2) し尿処理の実施【ガイドライン P36】
- (1) し尿収集・処理体制の構築
- 汲み取り式トイレ、浄化槽の被害状況及び仮設トイレの設置状況を把握し、収集体制、処理体制を整備する。
- (2) 仮設トイレの維持管理
- 仮設トイレの利用状況、維持管理状況を常に把握し、消毒、消臭等の衛生管理を実施する。
- (3) 仮設トイレの撤去
- 上下水道の復旧状況、避難状況を勘案して、仮設トイレの設置継続の必要性を判断し、計画的に撤去していく。

4 . 復旧・復興対策

災害から速やかに復興して生活を再建するために、復興計画に基づき廃棄物等の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理を実施する。

1) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の復旧にあたり、事故防止等安全対策に十分注意し、廃棄物の発生量や処理に要する時間を勘案し、計画的に復旧作業を進める。

被災した廃棄物処理施設の復旧事業は国庫補助対象となるため、交付要綱等を遵守して手続きを進める。

2) 廃棄物処理

廃棄物の発生量に基づき処理計画を策定し、迅速に処理する。

災害廃棄物処理事業は国庫補助対象となるため、交付要綱等を遵守して手続きを進める。